

## ひまわり保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 名 称     | 特定非営利活動法人 本宮あすなろ会 |
| 所 在 地   | 田辺市本宮町切畑 538      |
| 電 話 番 号 | 0735-43-0228      |
| 代表者氏名   | 理事長 九鬼 聖城         |

### 2 利用施設

|             |  |
|-------------|--|
| 施 設 の 種 類   | 保育所  |
| 施 設 の 名 称   | ひまわり保育園                                      |
| 施 設 の 所 在 地 | 田辺市本宮町大居 3368                                |
| 連 絡 先       | 電話番号 0735-43-0213<br>F A X 0735-43-0786      |
| 管 理 者       | 園長 九鬼 聖城                                     |
| 対 象 児 童     | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童 |
| 利 用 定 員     | 満3歳以上の児童 22人<br>満1歳以上満3歳未満の児童 8人             |
| 開 設 年 月 日   | 平成11年 4月 8日                                  |

### 3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

|    |      |                       |
|----|------|-----------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 2,646 m <sup>2</sup>  |
|    | 園庭   | 1,081 m <sup>2</sup>  |
| 園舎 | 構造   | 鉄筋平屋建て                |
|    | 延べ面積 | 507.49 m <sup>2</sup> |

##### (2) 主な設備

| 設備       | 部屋数 | 備考 |
|----------|-----|----|
| 保育室      | 4室  |    |
| 遊戯室（ホール） | 1室  |    |
| 炊事場      | 1室  |    |
| 研修室      | 1室  |    |

#### 5 職員の設置状況

| 職種    | 員数 | 備考 |
|-------|----|----|
| 園長    | 1  | 兼任 |
| 主任保育士 | 1  |    |
| 保育士   | 2  |    |

※ 当園では、「児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準」に定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

##### <各職種の勤務体系>

| 職種    | 勤務体系                              |
|-------|-----------------------------------|
| 園長    | 非常勤                               |
| 主任保育士 | 勤務時間帯（8：00～16：30 8：30～17：15）      |
| 保育士   | 勤務時間帯（8：00～16：30）<br>（8：30～17：15） |

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

#### 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。土曜日については午前中保育とします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

#### 7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育時間

8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(2) 最終登園時間

最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきます。

## 8 保育を利用する曜日及び時間

保護者が保育を利用する曜日及び時間は、**別紙1**のとおりとします。

## 9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 異年齢児保育をおこなっています。

(3) 送迎

保護者が責任をもって送迎を行うものとします。

(4) 食事の提供

以下の時間帯に食事の提供を行います。

|     | 昼食      | 午後間食 | 備考 |
|-----|---------|------|----|
| 2歳児 | 11時20分頃 | 3時頃  |    |
| 3歳児 | 11時20分頃 | 3時頃  |    |
| 4歳児 | 11時20分頃 | 3時頃  |    |
| 5歳児 | 11時20分頃 | 3時頃  |    |

※ 本宮保健福祉給食センター（うらら館）調理場で調理し給食を配送しています。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。品目の多い場合はお弁当を持参いただく可能性があります。

## 10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等  
 (1)に掲げる保育料のほか、**別紙2**に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

### 1 1 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき  
 (2) 支給認定保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき  
 (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 1 2 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科

|         |                |
|---------|----------------|
| 医療機関の名称 | さくら診療所         |
| 医 院 長 名 | 山下 成人          |
| 所 在 地   | 田辺市本宮町本宮 921-2 |
| 電 話 番 号 | 0735-42-8101   |

- (2) 歯科

|         |              |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 小湊歯科医院       |
| 医 院 長 名 | 小湊 聡美        |
| 所 在 地   | 田辺市請川 255-3  |
| 電 話 番 号 | 0735-42-0123 |

- (3) 眼科

|         |                |
|---------|----------------|
| 医療機関の名称 | さとう眼科          |
| 医 院 長 名 | 佐藤 昌昭          |
| 所 在 地   | 新宮市新宮市井の沢 12-6 |
| 電 話 番 号 | 0735-28-0310   |

### 1 3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、連絡先カードに記載していただいている医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

#### 1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|                  |   |
|------------------|---|
| 当所（園）<br>ご利用相談窓口 | ・窓口担当者 主任<br>・ご利用時間 9：00～ 16：00<br>・電話番号 0735-43-0213<br>F A X 0735-43-0786<br>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 |
| 第三者委員            | 社会教育委員 九鬼 かおる   |

#### 1 5 非常災害時の対策

|         |  |
|---------|--|
| 非常時の対応  | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。  |
| 園舎の耐火構造 | 耐火建築物  |
| 防災設備    | ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有<br>・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有<br>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。  |

#### 1 6 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当所（園）においては、以下の保険に加入しております。

|             |               |
|-------------|---------------|
| 保険の種類       | へきち保育所 普通傷害保険 |
| 保険の内容       | けが等           |
| 保険金額（補償限度額） | 3,000 千円      |

#### 1 7 当所（園）におけるその他の留意事項

|                    |   |
|--------------------|---|
| 喫煙                 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。                                   |
| 宗教活動、政治活動、<br>営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

#### 1 8 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。その他、個別の取扱事項については別紙1のとおりとします。

当所（園）における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：ひまわり保育園

説明者職名：園長 氏名 九鬼 聖城

-

私は、本書面に基づいてひまわり保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

印

**別紙1** 当所（園）と保護者との個別決定事項

1 利用する曜日（○で囲む）

月曜 火曜 水曜 木曜 金曜 土曜

2 利用する時間

\_\_\_\_時\_\_\_\_分から\_\_\_\_時\_\_\_\_分まで

↑ただし、最終登園時間は午前9時までとします。

<備考>（例えば土曜日だけ平日と保育希望時間が異なる場合等に記入）

3 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する連絡先カードにもとづいて速やかに連絡を行います。

|              |   |
|--------------|---|
| 児童のかかりつけ医療機関 | 医療機関名：<br>診療科：<br>主治医：<br>所在地：<br>電話番号： |
| 緊急連絡先①       | 住所：<br>電話番号：<br>氏名：<br>続柄：              |
| 緊急連絡先②       | 住所：<br>電話番号：<br>氏名：<br>続柄：              |

## 別紙2 利用者負担金

### 1 全員が対象となるもの 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

| 項目       | 内容, 負担を求める理由及び目的           | 金額            |
|----------|----------------------------|---------------|
| 給食費用     | ※本宮町ひまわり・たんぽぽ保育園給食費        | 月額 5,000 円    |
| 保護者会費    |                            | 月額 100 円      |
| 教材費      |                            | 年額 5,000 円程度  |
| 遠足に係る交通費 | 公共交通機関 (バス等) その他移動手段に要する経費 | 実際に要した経費 (実費) |

※ 田辺市保育料及び食材料費の助成制度有り



## 個人情報使用同意書

貴所（園）への入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること
- 他の保育所等へ転園する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

ひまわり保育園

園長 九鬼 聖城 宛

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：